

京都市告示第336号

平成16年5月18日京北町告示第21号（町道路線認定）、同第22号（町道路線の区域決定）及び同第23号（町道路線の供用開始）の一部並びに平成19年3月19日京都市告示第402号（延長の改正、幅員の増加）の一部を次のように改めます。

平成29年 9月12日

京都市長 門川大作

表中

「

路線名	起点地番	終点地番	延長(m)
河端支線	大字京北周山町上ノ段 23-2	大字京北周山町上ノ段 23-2	50

」

を

「

路線名	起点地番	終点地番	延長(m)
河端支線	大字京北周山町上ノ段 23-2	大字京北周山町上ノ段 20-3	50

」

表中

「

路線名	延長 (m)	敷地の幅員
河端支線	66.80	4.30~5.10

」

を

「

路線名	延長 (m)	敷地の幅員
河端支線	69.80	4.30~5.10

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)